

八王子市立中学校・義務教育学校 拠点校部活動要項

八王子市教育委員会

中学校・義務教育学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導教員の不足などの課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況がでてきている。

八王子市教育委員会（以下、教育委員会とする）では、市立中学校・義務教育学校に通う中学生にとって望ましい部活動が展開されるように、新しい部活動の在り方を創造する方策の一つとして「拠点校方式による部活動」及び「合同部活動方式による部活動」を実施している。

拠点校方式とは、在籍校に希望する部活動がない、希望する部活動はあるが専門的に指導できる顧問がない場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れる方式である。

1. 目的

八王子市の市立中学校・義務教育学校に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、部活動指導員を活用した拠点校方式による部活動(以下「拠点校部活動」という。)を実施し、持続可能な部活動の実現を図る。

2. 事業主体および実施主体

実施の事業主体は、教育委員会とする。また、実施主体は、八王子市立中学校・義務教育学校とする。

3. 実施申請

拠点校実施校学校長は、教育委員会に実施申請書（様式1）を提出する。教育委員会は、拠点校からの実施申請書の提出を受け、拠点校方式による部活動参加募集を作成し、学校を通じて、生徒・保護者に配布する。

参加生徒の在籍校学校長は、その生徒・保護者からの参加申込書・保護者同意書（様式2）を受け、事業目的および拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認して拠点校学校長に申請書（様式3）を提出する。拠点校学校長は承諾すれば、参加生徒在籍学校長及び教育委員会宛に承諾書（様式4）を提出する。

4. 実施決定

八王子市教育委員会は承諾書の提出をもって、不都合がなければ実施を認めるものとする。

5. 拠点校部活動に参加できる生徒

- ① 在籍校に希望する部活動がない生徒。
- ② 部活動はあるが、専門的な指導ができる顧問がない生徒。
- ③ 原則として、教師、保護者の引率を必要としない生徒。
- ④ 拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は受入校の生活指導に従うことへ同意した生徒。
- ⑤ 在籍校及び拠点校両校の承認が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした生徒。

6. 参加生徒の活動について

- ① 生徒は、拠点校における部活動の方針(活動日、各大会や試合への参加、遠征等)に従う。
- ② 拠点校への移動は徒歩を原則とし、必要に応じて交通機関を利用する。また、移動にかかる経費は参加する生徒の保護者の負担とし、保護者の責任により対応する。
- ③ 活動を欠席する際は、生徒又は保護者が拠点校の顧問へ連絡する。
- ④ 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- ⑤ 在籍校での部活動参加については、在籍校部活動顧問及び拠点校の承認を得る。
- ⑥ 生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を中止することができる。
- ⑦ 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

7. 在籍校及び拠点校の連携

- ① 在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- ② 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- ③ 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

8. 試合参加

- ① 各大会等への参加にあたっては、主催者が定める大会要綱に従う。
- ② 東京都中学校体育大会については、東京都中学校体育連盟が定める「東京都中学校体育大会実施要項」に定める「複数校の合同チーム及び拠点校方式チームによる参加規程」に従う。
- ③ 各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

9. 事故への対応

- ① 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。
- ② 活動中の事故及び交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、在籍校が行う。

10. 参加申込手順

- ① 拠点校方式による部活動への参加を希望する場合は、在籍校の校長に「参加申込書・保護者同意書」(様式2)を提出し、在籍校の承認を受ける。
- ② 拠点校の体制が整い次第、在籍校から当該生徒・保護者へ連絡し、活動を開始する。

11. その他

- ① 当該年度の拠点校実施内容の生徒・保護者への周知は、各学校で行う。
- ② 拠点校は当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。

- ③ 参加生徒の在籍校は、連絡責任者（副校長、管理顧問等）を決めておく。
- ④ 拠点校は、拠点校部員受け入れの部を対象に教育委員会より予算の範囲内で整備費が支給される。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。